

砂川市監査委員公告 第 6 号

定期監査等結果について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査等を執行したので、同条第9項の規定によりこれを公表する。

令和5年9月28日

砂川市代表監査委員 栗井久司

記

別紙のとおり

砂監第51号
令和5年9月28日

砂川市議会議長 多比良和伸様
砂川市長 飯澤明彦様
砂川市選挙管理委員会委員長 信太英樹様

砂川市監査委員 栗井久司
砂川市監査委員 中道博武

定期監査等報告

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき定期監査等を執行したので同条第9項の規定によりその結果を報告する。

記

1. 監査基準を順守

監査等は、砂川市監査基準（令和2年監査委員規程第1号）に基づき行った。

2. 監査等の種類

- (1) 財務監査（砂川市監査基準第2条第1項第1号）
- (2) 行政監査（砂川市監査基準第2条第1項第2号）

3. 監査等の期日及び対象

| 月 日 | 対 象 |
|---------------|------------|
| 令和5年9月26日～27日 | 総務部総務課 |
| 令和5年9月28日 | 選挙管理委員会事務局 |

4. 監査等の着眼点（評価項目）

関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうかを

主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して監査等を実施した。

5. 監査等の実施内容

令和4年度分の財務に関する事務の執行状況を中心に実施した。

6. 監査等の方法

各所属長及び担当係長の出席を求め、所管事務について説明を受けて書類、簿冊等の監査等を実施した。

7. 監査等の結果

監査等の結果の概要は、次のとおりである。

なお、留意すべき指摘事項については、口頭でその都度指導した。

総務部 総務課

●予算經理事務について

調定、収入、支出関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

●契約（電話交換業務委託、清掃業務委託、庁舎警備等業務委託、連絡所業務委託、ふるさと応援寄附金業務委託、公共施設等総合管理計画策定委託、旧庁舎跡地駐車場工事等）事務について

契約書ほか、関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

●補助金等交付（職員福利厚生会補助金）事務について

補助申請書、指令書、その他関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

●財産収入（土地・建物貸付収入、不動産売払収入、配当金）、寄附金（総務費寄附金）、諸収入（専従職員分担金、派遣職員分担金等）等収納事務について

調定、収入関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

●書類保存について

関係公簿の整理は、良好に管理保存されていることを認めた。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局

●予算経理事務について

調定、収入、支出関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

●契約（参議院議員通常選挙ポスター掲示場等作成委託、北海道知事・北海道議会議員選挙ポスター掲示場等作成委託等）事務について

契約書ほか、関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

●備品管理について

備品台帳により照合の結果、符合していることを認めた。

●書類保存について

関係公簿の整理は、良好に管理保存されていることを認めた。